

新潟県中越地震における 住宅被害

住宅研究部 住宅計画研究室

室長

砺波 匡

主任研究官

長谷川 洋

研究官

米野 史健



1. はじめに

2004年10月23日に発生した新潟県中越地震では新潟県下で死者51名、重軽傷者4795名、住家被害12万0410棟・12万9061世帯の被害が生じ(2005年11月末現在、新潟県資料)、避難住民は最大時10万3185人に達した。本研究では被災者の住宅再建に焦点をあて住宅等の被災状況、応急対応、復旧・復興の計画や実施状況及び制度・手法や住宅相談、情報提供の利用状況についてまとめた。研究に際しては新潟県庁、長岡市役所、小千谷市役所、十日町市役所、魚沼市役所、川口町役場、越路町役場、新潟建築士会、新潟県宅地建物取引業協会、新潟県建築組合連合会、住宅金融公庫及び北陸地方整備局にご協力いただいた。

2. 調査成果

① 住宅等被害の状況

震源地域近傍の市町村を中心に新潟県下46市町村(当時。現在は合併により29市町村)で、一部損壊の住家10万3500棟、全半壊1万6910棟の被害を受けた(2005年11月末現在、新潟県資料)。被災世帯の割合で見ると川口町や山古志村では約4割が全壊被害を受けた。

また、中山間部を中心として宅地や地盤の損傷による住宅の被害も多く発生した。新潟県は被災宅地危険度判定を14市町村の3330箇所を実施し、そのうち危険・要注意は870箇所に上った。実際に家屋や公共施設に係る地滑り・がけ崩れ等により93棟の全半壊・一部損壊の被害が生じている。

② 避難所

新潟県中越地震災害対策本部の集計によれば、避難所は被災直後から59日後の12月21日まで開設された。建物の被災、あるいは避難勧告の発令等に

よって多くの住民が避難所生活を送ることになった。

地域防災計画では、長岡市、小千谷市、十日町市、川口町で学校、保育園、体育館、公民館、コミュニティセンターなど約300の施設が避難所として指定されていた。ただし、避難所そのものが被災、当該地区に避難指示・勧告が発令されたため他地区へ避難、などの理由により実際には使われなかった避難所がある一方、事前指定のなかった避難所も半分以上に上がった。

避難所以外の施設としては高齢者・身体障害者等の社会福祉施設への受入れ、温泉施設等への受入れ、公営住宅の一時使用などが行われた。

③ 住宅相談

住宅に関する被害、被災住宅の復旧・修繕及び被災者の住宅・仮住居の斡旋に向けて以下のように公的機関やボランティアなどが、被災住宅の診断、相談や情報提供等を行った。

i) 被災住宅については新潟県が県建築士会に委託して窓口での技術者相談と被災者の住宅を訪ねて行う巡回相談(キャラバン隊)を実施した。フリーダイヤルでの電話相談も実施し、主な相談は住宅の危険度調査、住宅の修理、罹災証明、補助・融資に関することであった。

ii) 被災宅地については新潟県に対して宅地の地割れ・液状化、急傾斜地・法面崩壊、石積崩壊、練積ブロック崩壊、現場打ち擁壁崩壊などの相談が寄せられた。

iii) 住宅の応急修繕に関する相談及び工務店等の紹介を行うため、関係団体により住宅修繕支援隊を結成し、本部事務局を新潟県建築組合連合会内に設けた。なお、県では被災者に対して工事業者リストの提供を行った。

iv) 空き家に関する情報は自治体の広報、避難所等への掲示、インターネット等で逐次提供された。これらの情報の一元化、提供窓口の一本化を目的として空き家情報提供センターを新潟県庁内に開設し、公営住宅、雇用促進住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅等に関する情報提供、相談等を行った。

v) 新潟県宅地建物取引業協会は「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」に基づき、被災者に対し民間賃貸住宅の情報提供や媒介を行った。

④応急仮設住宅

応急仮設住宅については、プレハブ住宅を建設する方法と民間アパート等を仮設住宅として借り上げて提供する方法がとられ、戸数はプレハブ住宅が3460戸、借上げアパートが177戸であった。

プレハブ住宅は、全壊家屋及び補修不能な大規模半壊家屋の居住者を対象に、入居期間2年、期間中の家賃は無料、光熱費は入居者負担として建設された。戸数は被災者の入居希望調査に基づいて必要戸数が建設されたが、最終的には当初調査時点の半数程度の希望となった自治体もみられた。プレハブ住宅の団地は早いもので震災後約1ヶ月後の11月20日、遅いもので12月15日には完成し、年内には入居が終了した。

借上げアパートは県が民間の賃貸住宅を借上げて被災者に提供するもので、プレハブ住宅建設と同様の対象者に対して最長2年間の居住、期間中の家賃は県負担、光熱費は入居者負担となっている。新潟県宅地建物取引業協会の協力により集められた物件情報を市町村を通じて被災者に提供し居住者が選択して申し込む仕組みである。

⑤応急修理

大規模半壊または半壊の住宅に対して応急的な修理を行うことで自宅での生活を可能にする制度が実施された。今回の地震では災害救助法に規定されている国の制度（国1/2、県1/2、大規模半壊で限度額60万円）に加えて、これに上乘せする形で新潟県独自の被災者住宅応急修理制度（県1/1、大規模半壊で限度額100万円）が設けられた。応急修理制度の申請は、総数9057件、うち国制度分6124件、

県制度分が8817件であった。

また、新潟県建築組合連合会では県内の他地域から135名・延べ800人日の応援を募り被災地の工務店の請けた工事を下請けする形をとった。さらに、この仕組みを拡大し県外の業者が地元業者の受けた工事を支援する体制が組まれたが、アフターケア等の問題もあり実際にはあまり活用されなかった。

⑥住宅関連復旧事業（公営住宅等）

住宅関連事業としては2005年11月時点で、302戸の災害公営住宅の建設（他に41戸の一般公営住宅建設）、3地区で防災集団移転促進事業を実施しているほか、老朽住宅除却事業、小規模住宅地区改良事業、がけ地近接等危険住宅移転事業などを行っている。

3. まとめ

本調査を通じて応急復旧にかかる公的支援制度の効果や避難所における生活環境の確保の問題などが明らかとなった。

また、応急仮設住宅（プレハブ住宅）には、当初の2005年1月時点で9484名入居したが9月末時点でなお9160人が暮らしている。このうち約6割の世帯が自宅の修繕・再建を予定し、約2割が公営住宅入居や子供との同居を希望、残る約2割は未だ検討中という状況である。

国土技術政策総合研究所では今後も引き続き本格復旧段階まで調査し、被災者の生活再建にかかる知見も踏まえて成果を拡充し、復旧や他の災害に役立てていきたい。

(注) 被害状況等の数字、市町村名、区域は特に断りがない限り、調査時点（2005年3月）のものである。